



埋め込まれた血縁主義？



大阪大学社会技術共創研究センター 准教授 標葉 隆馬

2021年12月の下旬、特別養子縁組の審判が家庭裁判所で確定した。息子に初めて出会ったのは2020年の1月のことで、ほぼ2年が経過していた。

私とパートナーは、その実、不妊治療や生殖補助医療などは一切受けていない。そもそもいわゆる「血縁」といったものへのこだわりがなかったため、単純に子どもを授かるルートが違うという程度にしか考えていなかったのだ（なお、特別養子縁組や里親の制度は、第一義は「子どもの福祉のため」であることは強調しておきたい）。しかし、養子縁組をするカップルにおいてこのようなパターンはどうやら珍しいことのようにだ¹。このようなカップルが珍しいものと言われること自体が社会の中に埋め込まれた「血縁主義」の発露のようにすら思えるが、ここではこれ以上議論することはやめておくことにする。

しかしながら、現状の各種の制度の運用に絞ったとしても、「産むこと」が陰に陽に前提として埋め込まれた状況を、この養子縁組のプロセスの中で多々感じざるを得なかった。そのことを少し書いてみようと思う²。

特別養子縁組が成立するまでの出来事を簡単に書いておこうと思う。特別養子縁組里親に登録後、息子に初めて出会ったのは2020年1月で、当時2歳半になるところだった。その後、二か月ほど週4～5回程度のペースで乳児院に通った。コロナがあって、一時訪問を中断せざるを得なかったが、7月に急転直下で自宅に子どもを迎えることになる。ならし保育の意味を含めた2～3泊程度の「短期外泊」を2回ほどした後、2か月ほどの「長期外泊」を経て、晴れて「里親」となった。

この「長期外泊」が終わり里親として認定されるまでは、我々は子どもにとって「同居人」という位置づけとなる。そして、この「長期外泊」の間は、保育園などに子どもを預けることは禁じられている。しかしながら、この「育休」必須の状況の中、雇用側（我々の場合は大学）の制度は「里子」や「養子」までは想定しても、

この「同居人」のための育休は想定していないものであった³。最終的に、有給やコロナ禍でのリモートワーク状況をフル活用で無理やり乗り切ったが、労働に関する裁量の大きい職業以外では正直難しかっただろう。

さらには手続きを経て我々が里親になった時点で、息子は3歳をちょうど超えていた。育休取得に子どもの年齢制限がある場合も多い。我々もまた子どもの年齢が壁となってやはり育休が取れなかったのだった。

このように、これらの育休に関する制度において、養子縁組のケースで生じうる状況は基本的に考慮されていないと感じざるを得ないものであった。大学は、最近ではDiversity & Inclusion (D&I)を推進しており、その中で様々な努力が行われている。それ自体はとても好ましい方向であり、より積極的な推進を期待している。しかしながら、今回の経験を考えると、いま行われているD&Iの施策が結局のところ「産むこと」を前提としたものになりすぎてやしないだろうか。家族のあり方はそのような想定よりももっと多様であるし、多様でいい。せつかくのD&Iの機運であるのだから、もっと自由に「家族」のあり方を捉えた制度設計があっても良いのではないかな。

1 なお、ここでカップルと表記している関係がどうしてもヘテロセクシャルなものになっていることはやはりどうにも居心地の悪さを感じる。なお里親制度に関しては、LGBTなど性的マイノリティのカップルの間でも受け入れが可能であるが、まだ実際の委託実績数は少ない現状がある。里親委託においても「法律婚」が前提となっている実情が依然としてあるとの指摘もある。毎日新聞 2022年5月10日「子どもを育てたい」同性カップルに「里親」という道 <https://mainichi.jp/articles/20220509/k00/00m/100/067000c>

2 なお私のパートナーがnoteの記事として、特別養子縁組の過程を書いている。 https://note.com/ishihara_shineha

3 改正育児・介護看護法が2017年1月1日施行されており、これによって育児休業の対象に「特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等」も追加された。しかし、このあたりに雇用側の制度が追いついていない場合があるということである。

ナミビアの女性とジェンダー平等

永原 陽子 (京都大学 名誉教授)

ジェンダー平等というと、北欧諸国が優等生として取り上げられることが多いが、近年それらの国々と肩を並べて「ジェンダーギャップ指数」の最上位グループ常連となっているのがルワンダとナミビアという二つのアフリカの国である。ルワンダは1990年代前半の激しい内戦とジェノサイドを経て、ナミビアは1990年の独立以降、この30年ほどの間に新しい国づくりを進め、その中でジェンダー平等に取り組んできた。ここではナミビアの場合について紹介したい。

独立とともに制定されたナミビアの憲法は、「性別」のほかに「ジェンダー」の差別を禁止している。1990年時点の世界で憲法に「ジェンダー」概念をもつ国が他にあったかどうか、筆者は寡聞にして知らない。フランス革命の「人権」が「男の人権」であったことは今日ではよく知られているが、女性が男性と対等な市民であることが認められるには女性参政権運動をはじめ、女性たちの長いたたかいがあった。さらに、20世紀を通じて、形式的な「男女平等」だけでなく背後にある権力関係を問わなくては真の平等が実現されないことが明らかになっていく。そこで出てきたのが「ジェンダー」概念だ。ナミビアは、20世紀末になってようやく植民地状態から解放されるという「遅れてやってきた国」であるがゆえに、「平等」や「人権」をめぐる人類の到達点を踏まえ、時代の最先端に立つことができた。ちなみにフランスの憲法に差別禁止の文脈でジェンダー概念が導入されたのは2018年のことである。

独立後のナミビアがジェンダー平等に向けて画期的な地平を切り開くことができたのは、女性の地位が高かったからではない。むしろ逆である。そもそもこの国を支配していた隣国南アフリカはアパルトヘイト体制をとり、ナミビアにおいても同様の体制を敷いていた。アパルトヘイトの人種差別は女性差別と不可分であり、支配階級に分類さ

れた白人女性たちすら、家父長制的な法制度の下で財産権をはじめ様々な自由を制限されていた。非白人の支配にはそれが粗野な形で適用され、共同体や家族の中での「首長」や「家長」の力が強まった。白人支配からの解放を目指した独立運動の中では、運動の担い手たちによる同胞女性への暴力やハラスメントも珍しくなかった。だからこそ、女性たちは独立の達成によってたたかいをやめるわけにできなかった。

そうしたたたかいの中心にいた一人、オット依リエ・エイブラハムズさん(1937-2018)は、この国のいくつもの民族集団にルーツをもち、自身が歴史を体現しているような女性だ。解放運動に深くコミットしていたために長らく亡命を余儀なくされたが、帰国後、教育こそが人間解放の根幹との深い信念から、私財を投げ打って首都の黒人居住区に学校をつくり、独立の前後を通じて子供たちとくに女子の教育に生涯をささげた。「女たちが一つの目標に向けて力を合わせれば山をも動かすことができる」として、民族集団や地域を越えた女子生徒の組織づくりにも力を注いだ。

今日のナミビアでは男女とも識字率は100%に限りなく近づき、就学率の男女差も解消、高等教育に至っては女子学生数が男子学生数の1.5倍を占めている。そのようなめざましい変化が生まれた背後には、社会の解放と女性の解放とを不可分のものとして命がけでたたかってきたオット依リエさんのような女性たちの献身がある。



オット依リエ・エイブラハムズさんのつくった「ジェイコブ・マレンゴ校」と彼女の追悼碑

2023年度事業計画

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 ジェンダー問題に関する調査・研究

第2期プロジェクト研究会(2018年度～2020年度)の研究成果として、2022年度に『ジェンダー研究が拓く知の地平』を出版した。本年度は、第3期プロジェクト研究会に向けて研究テーマ等を検討する。

2 ジェンダー問題に関する研究への助成

(1) 個人研究助成

若手研究者を対象に、ジェンダー問題に関する研究計画を公募する。

研究テーマは、従来通り「自由論題」で募集する。

・募集期間 2023年4月15日～5月末日

・募集人数 若干名

・個人研究助成審査委員会を開催し、受託者を決定する。

・受託者には、①翌年度の個人助成受託者報告会への参加 ②所定の期日までに研究報告書の提出を義務づける。研究論文は年報『ジェンダー研究』に投稿することが望ましい。

(2) 団体研究助成

団体を対象にジェンダー問題に関する研究計画を公募する。

募集は単年度ごとに行い、分野を問わない。

・募集期間 2023年4月15日～5月末日

・募集団体 若干団体

・団体研究助成審査委員会を開催し、受託団体を決定する。

・助成を受けた団体には、所定の期日までに①研究活動報告 ②収支決算実績報告書の提出を義務づける。

3 ジェンダー問題に関するシンポジウム、フォーラム等の開催

(1) ジェンダー問題に関する講演会を開催する。

(2) 個人助成受託者報告会を開催する。

(3) ジェンダー問題に関する講座を開催する。

(4) 賛助会員の交流の場として、「賛助会員のつどい」を公開して開催する。

4 ジェンダー問題に関する年報、ニュースレター及び書籍の発行・出版

(1) 年報『ジェンダー研究』第26号を発行する。

構成は、依頼論文・公募論文などとする。

(2) 東海ジェンダー研究所の広報紙としてニュースレター『LIBRA』を位置付け、年3回発行する。

5 ジェンダー問題に関する資料・文献の収集と情報提供

(1) 研究図書・ジェンダー問題研究推進に必要な図書等の購入、寄贈図書の受入

(2) 研究動向・研究情報ニュースの収集(関係諸機関との提携等による)

6 セミナー室の貸出

ジェンダー問題に関する研究会・研修会の利便に資するため、登録団体にセミナー室を貸し出す。

7 共催、後援及び他団体との連携

(1) 名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ(GRL)の運営と発展に、GRL運営小委員会等のメンバーとして関与する。

また、東海ジェンダー研究所借用のGRL会議室をジェンダー問題に関する研究会等に利用する。

(2) 他団体から申し出があれば、検討の上、共催事業の開催や事業の後援を行う。

(3) (公財)あいち男女共同参画財団との連携を図るため、理事会及び「あいち女性連携フォーラム」に参加する。

(4) 「名古屋市男女平等参画推進会議」(イコールなごや)に参加する。

8 ジェンダー問題に関する意識の啓発・普及を増進させるための内外の機関又は団体への援助

名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリへ2023年度分の運営資金を寄附するとともに、図書・資料の寄贈を継続して行う。

INFORMATION

お知らせ

2023年度 賛助会員のつどい(公開)

映画『権力を恐れず真実を
—米国下院議員バーバラ・リーの闘い—』上映と講演
日程：2023年10月1日(日) 13:00～16:15
講師：岡田泰弘さん(中部大学講師)
講演タイトル：アメリカ黒人女性史から読み解く政治家バーバラ・リー
会場：名古屋国際センター別棟ホール
詳細が決まりましたら、チラシやホームページでもお知らせします。

2023年度 講演会

日程：2023年11月25日(土) 13:30～15:50
講師：猿田佐世さん
(弁護士、ND(新外交イニシアティブ)上級研究員)
会場：名古屋都市センター
詳細が決まりましたら、チラシやホームページでもお知らせします。

公益財団法人東海ジェンダー研究所

2023年度 役員名簿

役職名	氏名	所属
代表理事	西山 恵美	元愛知学泉大学教授
業務執行理事	日置 雅子	愛知県立大学名誉教授
理事	青木 玲子	元国立女性教育会館 客員研究員
理事	新井 美佐子	名古屋大学大学院准教授
理事	石田 好江	愛知淑徳大学名誉教授
理事	小川 真里子	三重大学名誉教授
理事	尾関 博子	元名古屋市職員
理事	武田 貴子	名古屋短期大学名誉教授
理事	別所 良美	名古屋市立大学名誉教授
監事	島 けい子	税理士
監事	榮枝 るみ	税理士

役職名	氏名	所属
評議員	青木 千賀子	元日本大学大学院 国際関係研究科教授
評議員	香川 せつ子	西九州大学名誉教授
評議員	佐藤 俊郎	環境デザイン機構 代表取締役
評議員	杉本 貴代栄	特定非営利活動法人 「ウィメンズ・ボイス」理事長
評議員	中嶋 豊	弁護士
評議員	萩原 久美子	桃山学院大学教授
評議員	的場 かおり	大阪大学高等共創研究院 兼 大学院法学研究科教授
評議員	來田 享子	中京大学スポーツ科学部・ 大学院スポーツ科学研究科教授
顧問	水田 珠枝	名古屋経済大学名誉教授
顧問	安川 悦子	名古屋市立大学名誉教授

(所属は2023年4月1日現在)

賛助会員を募集しています。

賛助会費 年間 一口 1,000円

振込先 郵便振替口座 00820-0-77338
公益財団法人東海ジェンダー研究所
(振込手数料は当方負担ですが、2022年
1月より、現金での振込には別途手数料が
かかります。)

他行からお振込みの場合

銀行名 ゆうちょ銀行
店名 〇八九
預金種目 当座
口座番号 0077338
(振込手数料はご負担ください)

* 会員の皆様には当研究所の年報『ジェンダー研究』や
ニュースレター「LIBRA」、講演会などの事業のご案内を
お送りします。
* 当研究所は公益財団法人の認定を受けており、会費及
び寄付については税法上の優遇措置があります。

編集後記

子どもの福祉のため、血縁にとらわれない社会になって欲しいです。ナミ
ビアの憲法では「ジェンダー」の差別も禁じられているなんて、素晴らしい
です。女子教育を通じて女性の地位向上に尽くした先人たちのおかげで、
ジェンダーギャップ指数(2023年版)8位のナミビアがあるんですね。

LIBRA

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

T E L 052-324-6591 F A X 052-324-6592

E-mail info@libra.or.jp https://libra.or.jp/